

アクティビティノート <第 298 号>

2021年11月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務

1-1 2021年11月度相談受付件数 ……p.2

1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3~9

2. ちょっと注目 『製品表示に注目！

–塩素系カビ取り剤–』 ……p.10~13

3. コラム 『マスクを着ける日常』 ……p.14~16

TOPICS

**製品表示に注目！–塩素系カビ取り剤–**

私たちの身の回りにある製品を安全に使うための大切な情報が書かれている製品表示。表示で注意すべきポイントについて、「塩素系カビ取り剤」を実例しながら、それぞれの表示の意味を読み解いていきます。

**マスクを着ける日常**

マスクを着けて日常を過ごすことが普通になって2年近く経過しました。マスクに関して、これまでに報告された感染症予防の効果などを含めまとめてみました。

1. 相談業務

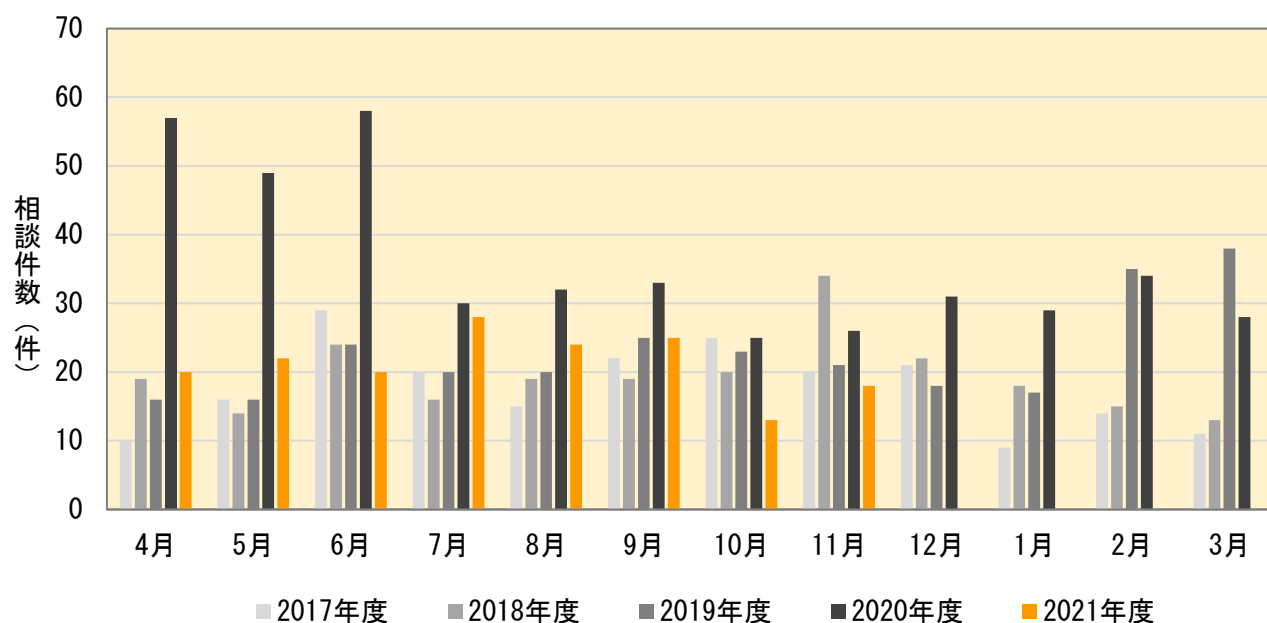
1. 1 相談受付件数

2021 年 11 月度相談受付件数 (10/27~11/25 実働:20 日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	1	1	0	8	0	10	55%
消費生活 C・ 行政	2	4	0	1	0	7	39%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	1	0	1	6%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	3	5	0	10	0	18	
構成比	17%	28%	0%	55%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2017~2021年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてしています。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <次亜塩素酸を利用した空気清浄機で体調不良> 「病院の待合室で使用されていた、次亜塩素酸を利用した空気清浄機から出る物質を吸入したため、喉の違和感や下痢などの症状が発症した。当該病院には今後も通院するので、どのような空気清浄機なのかなどの問い合わせや申し出もしにくい。次亜塩素酸水を空間に噴霧する場合の濃度などの安全性の基準はあるのか」との相談を受けている。どうなのか。〈消費生活C〉

⇒空間噴霧に関しては、噴霧する濃度などの安全性基準はありません。空間噴霧については、新型コロナウイルスに関連して厚生労働省が情報を発信しており、「人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません」としてしています

(<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013.html>)。一方、「次亜塩素酸水」については、経済産業省、消費者庁、厚生労働省の連名で出されている文書である「次亜塩素酸水」の使い方・販売方法等について（製造・販売事業者の皆さまへ）」

(<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-5.pdf>) によると、「電気メーカーなどが製造する、次亜塩素酸を含む溶液を一種のフィルターとして用いる空気清浄装置は（いわゆる「通風」型の機器）は、「空間噴霧」とは異なるものです」とあります。お伺いした内容から、空間噴霧とは異なる機器の可能性が高いように思われます。今後も通院されるとのことですので、まずは、空気清浄機を設置していた病院に状況を伝え、今後の通院のことを相談されるよう伝えられてはいかがでしょうか。

- ◆ <柔軟剤やシャンプーなどの製品のニオイで体調不良> 「柔軟剤やシャンプーなどの製品のニオイで体調が悪くなり、仕事も続けられず辞めてしまった。しばらく他県にある専門医にかかっていたが、専門医がいなくなり今は通院もしていない。消費生活センターからメーカーを指導してほしい」との申し出を受けた。匿名で連絡不能のため対応は必要ないが、今回の申し出を化学製品PL相談センターからメーカーに伝え、指導をしてほしい。〈消費生活C〉

⇒当センターは民間の機関であり、事業者を指導できる立場にはありません。いただいたご意見はアクティビティノート、および年度報告書等で公開し、誰もがみられるようにするとともに、関連する団体、機関との情報の共有を図ってまいります。

- ◆ <アルカリ電解水の皮膚への影響について> 子供が通っている保育園で感染症対策として、アルカリ電解水を園児の手指の消毒に使用している。家の子は元々肌が弱く、今も手荒れをしており、皮膚科に掛かっている。手荒れの原因となったのではと保育園にアルカリ電解水の皮

膚への影響について尋ねたところ、塩と水を電気分解しているので心配ないとの説明であった。アルカリ電解水の皮膚への影響はどうか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒アルカリ電解水は、弱アルカリ性～アルカリ性で、皮膚や眼に対して刺激性がありますので、肌の弱い方は手荒れの原因となる可能性があります。保育園の感染症対策としては、厚生労働省から「保育所における感染症対策ガイドライン (2018 年改訂版) (2021 (令和 3) 年 8 月一部改訂)

(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/ninkagai-jigyousha/kansensyotaisakuguideline031008.files/kansesyotaisaku_guideline.pdf)」が出されています。それによると手指の衛生消毒への使用にその中には、アルカリ電解水を薦める記述はなく、ガイドラインに沿った感染症対策を保育園に行うように求めているかがでしょうか。一般情報として、アルカリ電解水とは、塩化ナトリウムなどの電解質の水溶液を電気分解した際に、陰極側で得られる pH 10 以上の電解水のことであり、電解質由来のナトリウムイオンと水が電気分解されて生成した水酸化物イオンにより、約 0.2% 程度の水酸化ナトリウム水溶液となっています。油脂等の有機物汚れに対して洗浄力があることから、掃除用の洗浄剤として使われています。また、除菌剤成分は含まれていませんが、液性が強いアルカリ性のため、雑菌等に対して一定の除菌力があると考えられます。

◆ 品質クレーム関連相談

- ◆ <家具の表面から白く剥がれてくる> 「家具の設置から 8 年経過したが、家具の表面が白く剥がれてくる。普通は 10 年位もつはずで家具には詳しい。この家具はなぜ白く剥がれるのか」と消費者から相談を受けている。家具の表面処理について教えてほしい。また、消費者への対応をお願いしても良いか。〈消費生活 C〉

⇒当センターでは個別の製品の性能・品質、安全性などに関する詳細情報は持ち合わせておりません。剥がれの原因については、詳細はメーカーにお問い合わせください。一般的に家具類の表面塗装にはウレタン塗装、UV 塗装、ラッカー塗装、オイル塗装など様々な方法があります。また、合板製の家具の場合では、プリントフィルムを貼り込んだタイプもあります。家具表面から白く剥がれてくるとのことですが、お話の内容からでは、原因については特定することができません。家具の材質、設置された場所によっては、温度、湿度、日光などの影響で家具の具材が伸縮、変形します。そのため家具表面から塗膜材などが剥がれることが考えられます。消費者には当センターをご紹介いただいてもかまいません。

- ◆ <購入したバッグから有機溶剤のような臭い> 「販売店で購入したバッグから有機溶剤のような臭いがする。販売店に申し出たところ、調べるとの回答をもらっているが 1 ヶ月経っても回答がない。時間がかかりすぎるのではないか」との相談を受けている。消費生活センター経由でどこかで調べることができるのではないかと問われ、このようなケースで調べることはできないと伝えたが理解は頂けていない。バッグの素材、メーカーなど詳細は聴取できていな

いが、化学製品 PL 相談センターで対応し、どこか調査を紹介してもらうことはできるか。〈消費生活 C〉

⇒当センターから特定の分析機関を紹介することはしていません。ご自身で調べる場合は、独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク

(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>)、及び独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されていますので、ご参照いただくようご案内しております。ただし、対象とする成分が特定できないまま漠然と調査分析するのは極めて困難と思われます。現在、販売店に申し出をされ、回答待ちとのことですので、回答が遅れている理由や具体的な調査内容を確認するように伝えられてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈泡立つタイプの入浴剤について〉 「泡立つタイプの入浴剤を使用している。今回、いつも購入しているメーカーとは違う製品〇〇を購入したところ、泡は立つがいつも購入している製品に比べて泡立ちが悪い。この製品に問題があるのではないか」との相談を受けている。製品に問題があると言えるのか。〈消費生活 C〉

⇒お伺いした話から、製品〇〇は、泡立ちはしているとのことですので、この製品の性能・品質に対する不満と考えられます。訴求されている泡立ちが全くないのであれば、虚偽や誇大表現として不当景品及び不当表示防止法（景表法）の優良誤認に該当する可能性があります。いつも使用している他社の製品と比較しての泡立ちが悪いのであれば、製品〇〇がメーカーの製造規格を満たしていないことも考えられますので、不満と思われた内容をメーカーに確認するようお伝えになってはいかがでしょうか。

- ◆ 〈ライター燃料の補充について〉 「ライターの燃料を充填をしたところ火がつかない。違うメーカーの製品の燃料を充填したところ火がつくので不良品だと思う。このメーカーを問いただしたい」との相談を受けている。ライターについて教えてほしい。また、対応をお願いしても良いか。〈消費生活 C〉

⇒当センターでは個別の製品の性能・品質、安全性などに関する詳細情報は持ち合わせておりません。一般的にライターには、液化ガスまたはオイルを燃料として使用しており、ライターの種類によって使われる燃料は異なります。使用されている燃料の成分がわかれば化学的な性質については、お調べすることはできますが、使用されているライターと購入された燃料のメーカーに確認するよう伝えられてはいかがでしょうか。質問者には当センターをご紹介いただいてもかまいません。

- ◆ 〈自転車の子供用レインカバーの材質について〉 自転車の子供用レインカバーについて、素材はポリオレフィン製で 1 万円ほどしたが、1 年も経たないで部分的に白く変色してしまった。メーカーに伝えたところ、安全性の高い素材ではあるが使い方では変色することがあると言われ取り合ってくれなかった。この内容を消費生活センターに伝え、オレフィン素材に関して相談したところ化学製品 PL 相談センターを紹介された。この素材は耐久性を含めてどのようなものなのか。〈消費者〉

⇒ポリオレフィンの中には、エチレンがつながったポリエチレンやプロピレンがつながっ

たポリプロレンなど代表的な素材があります。ポリエチレンやポリプロピレンは、それぞれが繋がった長さ、両方を混ぜ合わせる、引き伸ばす加工をするなどによって、素材の硬さや強度、透明性を変えることができます。ポリオレフィン食品容器やおもちゃなど様々な製品に使用されている素材です。オレフィン素材のレインカバーとのことですが、繰り返し折り曲げられるなど力が加えられたり、置かれた場所の温度や日照条件などでもオレフィン素材は変色することがあります。レインカバーのどのような部分に使われているかはわかりませんが、レインカバーの形状や使われる場所等で検討すべき点があるか消費生活センターにご相談しながら、メーカーにご質問されてはいかがでしょうか。

◆一般相談

- ◆ <ダニ用燻煙剤は赤ちゃんに安全か> 「ダニ用燻煙剤の使用を考えているが、家には赤ちゃんがいるので心配である。メーカーに確認をしたら使用法を守って使えば問題ないと解答されたがメーカーは信用できない。中立な立場からの回答をしてほしい」と消費者から相談を受けている。安全性はどうなのか。また、消費者への対応をお願いしても良いか。〈消費生活C〉
⇒当センターでは個別の製品の性能・品質、安全性などに関する詳細情報は持ち合わせておりません。一般的にダニなどの節足動物の駆除剤については、人などの哺乳類への影響は強くないものが使用されていますので、製品の説明書に書かれている使用方法を守れば、ヒトへの影響は低いと考えられます。使用されている製品が分かれば、燻煙剤に使用されている成分の化学的な性質については、お調べすることはできます。消費者には当センターをご紹介いただいてもかまいません。
- ◆ <ドライクリーニングについて> ドライクリーニングでこれまで洗っていたウールのズボンを今回は、洗濯表示は水洗い可であるので家で洗濯機のドライコースにて水洗いをした。ドライクリーニング店に確認すると油のようなもので洗っていると言われたが、洗濯機にその油などが残ることはないのだろうか。化学製品PL相談センターは以前も利用したことがある。〈消費者〉
⇒ドライクリーニングは、水の代わりに衣類についた汚れを落とすために油のような有機溶剤を使いますが、洗濯機に影響を与えることはありません。ドライクリーニングに使われる有機溶剤は、衣類から汚れを溶かし取り除いたあとで、衣類を乾燥させることにより除去されており、水洗いした衣類と同様に着用することができます。
- ◆ <製品に訴求されている抗菌効果について> OO社の△△について、ドアノブなどにスプレーすることで抗菌効果があると、製品表示やテレビCMで訴求しているが、消費者には本当に効果があるかどうかわからない。消費生活センターに問い合わせたところ、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉
⇒当センターでは個別の製品の性能・品質、安全性などに関する詳細情報は持ち合わせておらず、訴求された効果についてはわかりかねます。メーカーは、訴求する効果・効能の根拠となる社内試験データを持ち、効果・効能を保証するための基準を設けていますので、詳

細はメーカーに確認されてはいかがでしょうか。一般に「抗菌効果」は、菌の増殖を抑えることを示します。一方、製品に記載されている表示や広告に根拠なく効果を謳い、虚偽や誇大表現がある場合は、不当景品及び不当表示防止法（景表法）の優良誤認に該当する場合があります。

- ◆ <PVA：ポリビニルアルコールの環境への影響について> 大学の授業で古着の再利用として、解体し、貼り合わせて1枚の布に制作している。制作において、環境負荷に配慮した作品であることが課題である。布を貼り合わせる際にPVAのシートを使用しているが、布を洗った際にPVAが流れて環境に影響を与える心配はないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒PVAはポリビニルアルコールのことで、化学合成系の生分解性プラスチックのひとつとされています。

(<https://tenbou.nies.go.jp/science/description/detail.php?id=54>:環境展望台) 生分解性プラスチックは、使用後は自然界に存在する微生物の働きで、最終的に水と二酸化炭素に分解されているプラスチックです。PVAは環境負荷に配慮した素材と考えてよいでしょう。

- ◆ <書籍カバーのベタつきについて> 自宅の書庫においてある書籍の表面コーティングされているカバーがベタつくようになった。本は何千冊もあり、多くの本が同様にベタついている。何冊か確認したところ、本の内側の紙にもベタつきを感じる。ベタつきの状態は、他の家族が触って気にならない程度。書庫にあるプラスチック樹脂の容器から、含まれている添加剤の可塑剤が書庫内に揮発して本に付着したのではと思っている。可塑剤の業界団体に問い合わせたが、ベタついている面を中性洗剤で洗うように言われたが、本を洗うのは現実的ではない。時間が経って自然に回復していくことはないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒お伺いした話からは、本のベタつきの原因はわかりかねます。はっきりとしたことは申し上げられませんが、一般的に何かの物質が付着などしてベタついている場合は自然に回復する可能性は低いと考えられます。すでにご確認された中性洗剤を水に希釈し、布等に浸したのち、固く絞って本の表面を拭き効果を確認されてはいかがでしょうか。

- ◆ <次亜塩素酸水とアルコールを消毒の時に併用した影響について> 新型コロナウイルス対策で次亜塩素酸水を200ppm含んだ〇〇社の△△を使って日常、子供の身の周りの消毒に使っている。それでも心配でアルコールを55%含んでいる□□社の◇◇のウエットティッシュを合わせて使っており、ウエットティッシュに吹き付けても使用したことがある。インターネットで調べるとまぜると危険であると書かれており心配になった。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒次亜塩素酸水については新型コロナウイルス対策に使用されることが推奨されています(<https://www.nite.go.jp/data/000111315.pdf>)。それぞれの製品の使用方法に基づいてお使いいただき、併用する必要はありません。一方、他の製品と混合すると、十分効果が出なくなる場合や、思わぬ事故になる場合があります。併用することは

おやめください。現在、お体に何か症状がある場合はまずは医療機関を受診することをお勧めします。

- ◆ <熱い液体のままプリンを型にいれたら変形したが大丈夫か> プリンを作るために熱い液体をPET製の型に入れたら変形してしまった。体に害があるようなことはないか。化学製品PL相談センターは以前にも相談したことがある。〈消費者〉

⇒食品を入れて加熱した際に変形する程度の(温度)条件では有害物質の生成や融出の心配はありません。また、食品用のプラスチック製品は食品衛生法により、使用可能な添加剤などの種類や量が制限されています。PET製の型とのことですが、耐熱温度が容器によって決められていますので使用の際には確認されることをお勧めします。耐熱温度を超えてしまうと変形することがあります。ただし、変形したからといって安全性に問題が生じる訳ではありません。

- ◆ <食品用ラップの電子レンジでの使用について> 食品用ラップが電子レンジに使用できるかどうかは、食品用ラップの素材により異なっていることがわかった。今まで、使用していた食品用ラップの表示を確認したところポリエチレン製のラップには電子レンジに使用できるとの表示はない。身体に影響を及ぼしているのではないかと心配になった。〈消費者〉

⇒食品用のラップフィルムは食品衛生法の規制を受けており、「食品、添加物の規格基準」に適合したものが製造され販売されています。ラップフィルムの素材が耐熱温度を超えた場合はフィルムが融けたり、破れたりすることがあります。食品用ラップフィルムとしての機能を果さなくなりますが、安全性に問題がある訳ではありませんので、過度なご心配には及ばないでしょう。使用目的に合わせた製品をお使いになる必要がありますので、一般的に電子レンジでの使用には、耐熱温度の高いポリ塩化ビニリデンやポリ塩化ビニル製のラップがより適しています。

- ◆ <アルカリ乾電池から液漏れした白い粉が心配> リモコンに入れていたアルカリ乾電池から液漏れして白い粉が出ていた。テーブルで取り除いたが、周囲に飛んだかもしれない。有害な成分であるようだが大丈夫だろうか。テーブルにあったほかの物に付いて粉が広がり害を及ぼすことはないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒アルカリ乾電池から液漏れしてできた白い粉は、アルカリ乾電池の電解液である水酸化カリウム等が、時間経過とともに空気中の炭酸ガス(二酸化炭素)で中和され炭酸カリウム等の炭酸塩として固化したものであると考えられます。水酸化カリウム等を含む電解液は強いアルカリ性で、皮膚に付いたまま放置すると化学やけどを起こしたり、目に入ったまま放置すると失明をする恐れがあります。これに対し、炭酸カリウム等の炭酸塩はアルカリ性ではあるものの、水酸化カリウム等に較べるとアルカリ性は弱く、そこまでの危険性はありません。掃除機などで吸い込む、手袋をして固く絞った雑巾など拭くなど、通常の掃除をして取り除くようにするとよいでしょう。

- ◆ <台所用洗剤の製品化にあたり表示内容について> 台所用の洗剤を一般向けに販売すること

を考えている。製品の処方と一緒に色や匂いを変えて複数の製品を用意しようとしている。製品の表示内容を外部分析機関で確認した結果を記載するが、複数の製品への記載はその分析結果を転用してもよいか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで調べた。〈事業者〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関連したコンサルティング業務は行っておりません。台所用洗剤は雑貨品であり、家庭用品表示法や業界自主基準等により製品への記載内容が定められています。製品の表示内容は製品に記載された製造者の責任となります。依頼される分析機関にお問い合わせになってはいかがでしょうか。



製品表示に注目！ — 塩素系カビ取り剤 —

前号で製品表示の重要性についてお話しました。しかし、消費者の本音として、「表示が大切なのはわかるけど、細かい字でビッシリ書いてあるのでとても読む気になれない」という声があるのも事実です。確かに、高齢になって視力が衰えてくると、細かい字を読み取るのは一苦勞です。そこで今回は実際の製品表示を取り上げて、どのような内容がどのように表示されているのかを見ていきたいと思えます。表示をしている事業者の意図を知ると、上手にかつ安全に使うためのポイントが掴めるのではないのでしょうか。



製品表示はカビ取り剤を取り上げてみます。カビ取り剤の主成分は次亜塩素酸ナトリウムです。一般に「塩素系」と呼ばれる製品のひとつです。この塩素系カビ取り剤が潜在的に有する危険・有害性として、酸性の製品と一緒に使う（まぜる）と有害な塩素ガスが発生する、液性が強いアルカリ性で腐食性があるため、目に入ると重篤な眼の損傷を生じる（酷いときは失明することもある）、皮膚に付くと化学やけどを生じるおそれがあることが知られており、使用に際して注意が必要です。

家庭用品品質表示法に基づく「警告表示」

カビ取り剤は家庭用品品質表示法の「住宅用又は家具用の洗浄剤」に該当し、同法により表示すべき内容が規定されています¹⁾。一般的な表示事項としては、品名、成分、液性、用途、正味量、使用量の目安、使用上の注意、表示者の氏名・名称、住所又は電話番号があります。これらの項目は主に製品の裏面に表示されています。

また、これらとは別に、同法で規定する塩素ガス発生試験で一定量以上の塩素ガスの発生がみられた製品については、更に特別注意事項として、「まぜるな危険」と「塩素系」の表示、①酸性タイプの製品と一緒に使うと有害な塩素ガスが出て危険である旨、②目に入った時はすぐに水で洗う旨、③子どもの手に触れないようにする旨、④必ず換気を良くして使用する旨の表示を行うことが義務付けられています（図-1のⅠ）。これは、いわゆる警告表示と呼ばれているものになります。警告表示とは一般消費者の生命、身体、財産危害を及ぼすおそれのある危険であって、通常予見される使用形態の範囲内で取扱いを誤った場合に発生するものを対象としており、一般消費者の注意を喚起して製品による事故を防止するための表示です。そのため、表示する文字の大きさや注意を惹くための文字色まで規定されており、表示箇所についても、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所、つまり製品の表面に見えるように表示することとされています。

カビ取り剤を含む塩素系製品については、さらに詳細な業界自主基準²⁾が定められ、家庭用品品質表示法を補完しています。代表的なものに安全図記号があり、上記の①～④に対応した安全図記号の表示が行われています（図-1のⅡ）。「まぜるな危険」と「塩素系」の表示は大きな字で強調さ

れた表示になりますが、①～④は少し小さな字で表示され一見してわかるものではないため、直感的に理解できる安全図記号による表示はより好ましいものと言えるでしょう。

ひし形で囲まれた絵表示はGHS表示といいます(図-1のⅢ)。GHSとは「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の略で、化学物質の危険・有害性に関する情報を、世界共通のルールに則って分類・表示し伝達することで、使用者がより安全な化学品の扱いを自ら実施できるようにするもので、国連において開発されたシステムです。日本では、化管法、安衛法、毒劇法で指定された化学物質について、GHSに基づく安全データシートの提供とラベル表示が義務付けられています。家庭用製品は対象外とされていますが、次亜塩素酸ナトリウムを含有する漂白剤・洗浄剤については、業界自主基準に基づく表示³⁾がされています。

図-1 カビ取り剤の製品表示(表)



一般的な注意表示と応急処置

一般的な注意表示や応急処置などはすべて裏面に表示されています。家庭用品品質表示法は表示すべき項目や内容を端的に規定していますが、詳細な文言まで規定している訳ではなく、「製品の品質に応じて適切に表現すること」としています。このため、業界自主基準でより詳細な文言や表現が決められています。それらの規定に則ったうえで、更にメーカーで独自の注意表示や言い回しの工夫がされています。

図-2 カビ取り剤の製品表示 (裏)

体調がすぐれない方や、心臓病・呼吸器疾患等の方は使わないでください。
 ●窓や戸を開ける、換気扇を回す等必ず換気する。(2ヶ所以上開けると換気効果が高い) ●炊事用手袋、マスク、目の保護に眼鏡等を着用する。
 ●入浴中には絶対に使用しない。

★このスプレー容器は強力カビハイター専用。他の洗剤・漂白剤等を入れない。★次回からつけかえ用(400ml)を。つけかえ時は液はね等に注意。

用途	浴室内のカビ汚れ (浴室の壁やタイル・目地、浴室のマット、小物類、扉等のゴムパッキン)		
使い方	①ノズルの先端部の「出」をきちんと▲印にあわせる。(この時、顔に向けない) ②約10cm離してカビ汚れにスプレーする。(目より上には絶対スプレーしない。天井等目より上に使う時は、液を雑巾等につけて塗りつける) ③約5分置いた後、十分に水洗いする。 ※しつこい汚れには15分～30分程度おくと効果的。 ④使用後はノズル先端部の「止」をきちんと▲印にあわせる。作業後は必ず手を洗う。		
使用量の目安	1平方メートル当たり約10回スプレー		
《使えないもの》●獣毛のハケ・ブラシ ●木製品 ●ホーロー、アルミニウム、真ちゅう等の金属製品 (サビの原因になる) ●しっくい壁、クロス壁、一部ユニットバスの化粧銅板壁 (磁石がつくのが銅板) ●浴槽栓等のゴム部分			
品名	カビ取り用洗浄剤		
成分	次亜塩素酸塩、水酸化ナトリウム (0.5%)、界面活性剤 (アルキルアミノオキッド)、安定化剤		
液性	アルカリ性	正味量	400ml

使用上の注意

●用途外に使わない。●認知症の方などの誤飲を防ぐため、置き場所に注意する。●液が目に入らないよう注意する。●液が皮膚や衣類につかないよう注意する。●必ず単独で使用する。酸性タイプの製品や食酢・アルコール等と混ぜると有害なガスが発生して危険。●1度に大量に使ったり、続けて長時間使わない。●外国製タイルは変色することがあるので、必ず目立たない場所で試してから使う。●浴槽にたれ落ちたままにしておくと変色することがあるので、すぐに水洗いする。●衣類や敷物に液がつくと脱色するので注意する。●直射日光を避け、高温の所に置かない。●倒して保管しない。●破損を避けるため落とさない。

応急処置

●目に入った時は失明のおそれがある。こすらずただちに流水で15分以上洗い流し、痛みや異常がなくても直後に必ず眼科医に受診する。●飲み込んだ時は、吐かずに、すぐ口をすすぎ、コップ1～2杯の牛乳か水を飲む等の処置をし、医師に相談する。●皮膚についた時はすぐに水で充分洗い流す。異常が残る場合は皮膚科医に相談する。●使用中、目にしみたり、せき込んだり、気分が悪くなった時は使用をやめてその場から離れ、洗眼、うがい等をする。※いずれも受診時は商品を持参する。

〇〇〇株式会社
 〒 (郵便番号) □□□ (所在地)
 お問い合わせ先 〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

 ボトル: PE
 スプレー: PP, PE
 ラベル: PS

例えば、家庭用品品質表示法では「目に入った場合には応急処置を行い、医師に相談する旨」を製品の品質に応じて適切に表現することとなっていますが、業界自主基準では更に詳細に規定されています。目に対する損傷性は水酸化ナトリウムの含有量により左右されることから、2%以上含有する場合は「失明のおそれがある」旨を記述することとされています。それに加えて、2%未満の製品にあっても、使用剤型、その他の含有成分を勘案して表示者が、失明のおそれがあるに代えて「目を傷める」と記載してもよいともされています。図-2の実際の表示例を見ると、応急処置として「目に入った時は失明のおそれがある、こすらずただちに流水で15分以上洗い流し、痛みや異常がなくても直後に必ず眼科医に受診する」と応急処置として間違いない明確な指示がされています。ここまでの細かい表現については、メーカーの判断によるものです。

図-2から分かるように裏面の表示は、どうしても字が小さく読みにくいものです。製品表示を読み込む際のポイントは、製品を安全に使用するために必要な事柄は赤や黄色で注意を惹くように表示されていることです。また、これらの注意事項は、メーカーのホームページに掲載されている製品カタログ等でも見ることができる場合がありますので、一度ホームページを確認されるとよいでしょう。

製品に関する苦情や問い合わせは、製品に表示されている「お問い合わせ先」で対応しています。事故が起こってしまったからの申し出だけでなく、使用する上で不明なことや疑問に思うことがあれば電話などで直接確認することもできます。

- 1) 「家庭用品品質表示法」、消費者庁HP、
https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/
- 2) 「洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会の自主基準」、日本家庭用洗浄剤工業会HP、
http://www.senjozai.jp/images/file/antaikyo_guideline201707.pdf
- 3) 「家庭用消費者製品におけるGHS表示作成ガイダンス 初版」、日本石鹼洗剤工業会HP、
https://jsda.org/w/01_katud/jsda/JSDA_GHS_guidance201103J.pdf



コラム

マスクを着ける日常

マスクを着けて過ごすのが普通の生活となって2年近くになりました。以前であれば毎年2月ごろからその年の花粉の飛散量からマスクの準備や花粉対策を始めていたのですが、現在は季節に関わらず一年中マスクのお世話になっています。諸外国ではマスクを着ける習慣が一般的ではないのですが、日本国内では、花粉症対策としてマスクを着けることが習慣化し、抵抗感が低いのかもかもしれません。



今から約100年前の1918年から3年に渡ってパンデミック(世界的大流行)となったスペイン風邪。当時日本の人口は5500万人でしたが、スペイン風邪に罹った人数は約2380万人で罹患者の人口における割合は、約43%にもなりました。死者の数についても約39万人にのぼります。¹⁾ まだ、ウイルスという概念が無く、病原体がインフルエンザウイルスであることは解明されていませんでしたが、感染した人から咳やくしゃみなどの飛まつが広がり、原因となる「ばい菌」が人から人に移り、感染するという事は知られていました。当時の啓発ポスターの標語には、「マスクをかけぬ命知らず!」「汽車 電車 人の中ではマスクせよ」などとマスクを着けることによる感染予防を促す内容が書かれています。



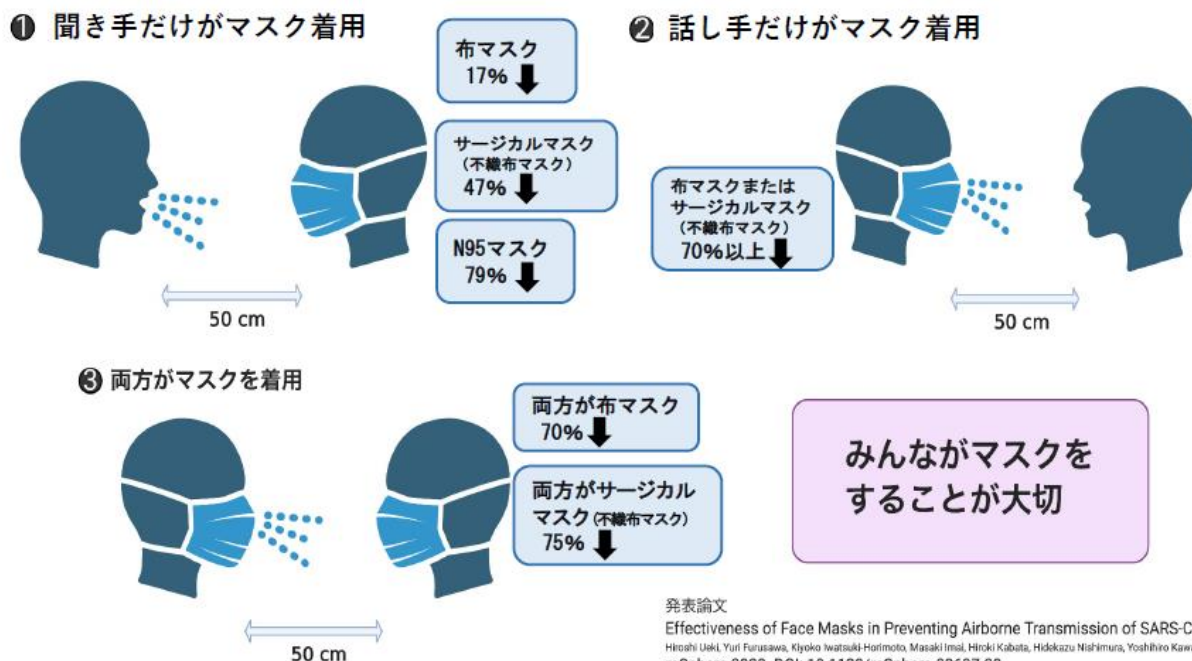
「流行性感冒」 内務省衛生局著 (1922.3)より²⁾

100年後2019年末から、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミックが始まりました。日常生活で使われるマスクに関する感染予防の効果については、様々な解析が行われています。日本が計算速度などで世界最速を維持している「富岳」³⁾を用いた飛まつが広がるシミュレーションや各研究機関における素材や形状によるマスクの効果の違いやマスクの顔への装着状態の差などの検証が報告され、改めてマスクの予防効果について結果が公開されています。⁴⁾ その結果は下記のようにまとめられています

- マスクの素材では、不織布>布>ウレタンの順番に飛散を防ぐこと
- マスクは密着(タイトフィット)させることで効果が高まること
- マスクは会話する双方が装着することで効果が高まること

○マスクの効果

東京大学医科学研究所のデータを基に内閣官房作成



発表論文
Effectiveness of Face Masks in Preventing Airborne Transmission of SARS-CoV-2
Hiroshi Ueki, Yuki Furusawa, Kiyoko Iwatauki-Horimoto, Masaki Imai, Hiroki Kabata, Hidekazu Nishimura, Yoshihiro Kawakita
mSphere 2020. DOI: 10.1128/mSphere.00637-20

「マスクの効果について」提供：東京大学医科学研究所⁵⁾

また、すべての人々の必需品となったマスクについては、今年（2021年）の6月にJIS（日本産業規格）、「医療用及び一般用のマスクの性能要件及び試験法」JIS T 9001が定められました。⁶⁾ 店頭に並んでいるマスクを選ぶ際には、パッケージに下記の内容が記載されています。マスクを購入の際には内容を確認の上、選ばれるとよいでしょう。⁷⁾

日本産業規格 JIS T 9001 一般用マスク 規格適合番号 G				
適合番号発行元：JHPA				
試験項目 規格値	PFE ≥95%	BFE ≥95%	VFE ≥95%	花粉 ≥95%
安全衛生 ・通気性				
適合判定	○	○	○	○

試験項目表題	試験項目	表記
PFE ≥ 95%	微小粒子捕集効率	黄砂、PM2.5に対する効果
BFE ≥ 95%	細菌飛まつ捕集効率	細菌飛まつに対する効果
VFE ≥ 95%	ウイルス飛まつ捕集効率	ウイルス飛まつに対する効果
花粉 ≥ 95%	花粉粒子捕集率	花粉に対する効果

新型コロナウイルス感染症は、まだどのようになるかわからない状況です。日々の生活の中でできる感染症の予防を継続していきましょう。

1) 「流行性感冒」、国立国会図書館デジタルコレクション

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/985202>

- 2) 「流行性感冒」内務省衛生局著 (1922. 3)
<https://www.niph.go.jp/toshokan/koten/Statistics/10008882-p.html>
- 3) 「TOP 500」HP
<https://www.top500.org/>
- 4) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室HP
<https://corona.go.jp/proposal/>
- 5) 「マスクの効果について」、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室HP
https://corona.go.jp/proposal/pdf/mask_kouka_20201215.pdf
- 6) 「マスクの日本産業規格(JIS)が制定されました」、経済産業省HP
<https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210616002/20210616002.html>
- 7) JIS T9001 に関する医療用マスク、一般用マスクの表示・広告ガイドライン、
一般社団法人 日本衛生材料工業連合会HP
https://www.jhpie.or.jp/about/jis/img/jis-t-9001_guideline.pdf

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
 - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
 - ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：菅沢(スガサワ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <https://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。